

最上消費生活センターニュース 1月号

令和3年1月1日発行

成人になったら気をつけよう！

～新成人を狙った悪質商法が多く発生しています～

成人を迎えると、自らの責任でさまざまな場面で契約をしていくこととなります。それまでは親の同意が必要だった契約も、自らの意思で自由に契約することができるのです。

しかし、その反面、契約でトラブルになってしまうこともあります。そればかりか、成人になったばかりの若者を狙い撃ちする悪質な業者による消費者トラブルも多数発生しています。



〈 若者に多い消費者トラブル 〉

◇ 通信販売でのトラブル事例

スマートフォンでダイエットサプリのお試し商品を申し込んだと思ったら定期購入になっていた。業者への電話がつながらず、やめられるか心配。

◇ エステでのトラブル事例

脚を細くしたいと思い人気ブロガーが行ったというエステ店で体験を受けたところ、50万円の全身痩身コースを勧められた。一度は断ったが、分割での支払いを勧められ契約してしまった。



◇ マルチ商法でのトラブル事例

SNSで知り合った人から儲かるという話を聞いた。投資用ソフトを40万円買って儲けたり、人を紹介しても報酬が入るといふ。ソフトを見てもよくわからなかったし、連絡しようとしたら電話がつながらなかった。

〈 アドバイス 〉

- ☆ 契約トラブルを防ぐためにも、軽い気持ちで契約をしないことが大切です。特に、ネットの情報に流されてはいけません。
- ☆ 「今すぐ決めて」と契約をせかされても、よく考えて、その場で契約はしないようにしましょう。
- ☆ 分割払いや学生ローンを勧められることもあります。お金がなければ契約しないことが大切です。
- ☆ 簡単に大金を儲けられるということはありません。不安に思ったりトラブルになったりした場合は、すぐに消費生活センターに相談してください。



お断りします

なりすましによる詐欺電話に騙されないで！

なりすましによる詐欺電話というと、「オレオレ詐欺」のイメージが強いと思いますが、最近では身内ではなく、警察官や弁護士など、一見信頼できそうな立場の人を装って電話をかけてくるケースが増えています。

どんな人になりすまし、どんな言葉で騙そうとすることが多いか紹介します。

① 警察官になりすますパターン

あなたのクレジットカードが不正に使用されています。

⇒証拠として回収したいので、カードをお借りし、暗証番号を教えてください。

② 市役所（役場）職員になりすますパターン

医療費の還付金があります。

⇒キャッシュカードと携帯電話を持ってATMに行ってください。

③ その他、弁護士・銀行員・クレジットカード会社社員などになりすまして、個人情報聞き出したり、相談に乗るふりをして騙す手口があります。

《 騙されないために… 》

☆ 電話は、できれば留守番電話設定にしておく。

☆ 家族と名乗ったときのために、合言葉を決めておく。

☆ 少しでも不審な連絡があったら、一度電話を切り、自分で調べた番号にかけ直す。

☆ お金やキャッシュカードの話が出たら詐欺と疑い、警察に連絡する。
また、不安な時は消費生活センターや相談窓口にご相談する。



「消費生活出前講座」について

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。費用は無料ですので、ぜひご利用ください。

【お申込み・お問い合わせ】
依頼書のFAXかお電話で。



1月・2月の無料法律相談会

1月12日(火) 13:30～15:30

2月 9日(火) 13:30～15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイス^{無料}で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※ご希望の方は、事前にご予約が必要です。

最上消費生活センター 0233・29・1370

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 (最上総合支庁 1階)

《受付時間》月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で



消費者ホットライン188で、最寄りの消費生活センターにつながります。